

## 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書

京都府では、昭和47年（1972年）に桂川右岸流域下水道事業に着手し、現在4流域において流域下水道事業を実施しているところであるが、耐用年数を超過した処理場施設が年々増加してきており、老朽化施設を計画的に改築・更新し、持続的な事業運営を図ることが喫緊の課題となっている。

このような中、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直すことが必要であり、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされた。これを受けた国の平成30年度予算では、国庫補助が未普及の解消と雨水対策に重点配分されたところである。

これにより、今後、老朽化した汚水に係る施設の改築への国庫補助が削減され、又は廃止されることとなれば、一般会計繰入金を増額や市町における下水道使用料の増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、仮に必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時はもちろん平常時においても、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止などの事態が発生し、住民生活に重大な影響が及ぶことが懸念される。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明示されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法において、施設の設置に加えて改築についても国庫補助の対象とされている。

京都府の下水道は、府民生活を支える重要な都市基盤であるだけでなく、琵琶湖・淀川水系の下流域に暮らす1,100万人の水道水源の保全や、閉鎖性水域である大阪湾、瀬戸内海の水環境の保全を図る上でも重要な役割を担っている。こうした下水道を支える国の責務は、新設時も改築時も変わるものではなく、今後も国の支援が不可欠である。

ついでには、国におかれては、将来にわたり、住民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の強靱化を図るための下水道施設の改築に係る国庫補助を継続し、十分な予算を確保するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月13日

|        |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長  | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参議院議長  | 伊 | 達 | 忠 | 一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 財務大臣   | 麻 | 生 | 太 | 郎 | 殿 |
| 総務大臣   | 石 | 田 | 真 | 敏 | 殿 |
| 国土交通大臣 | 石 | 井 | 啓 | 一 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅 |   | 義 | 偉 | 殿 |

京都府議会議長 村田正治